



2025年3月3日

各 位

会社名 日本たばこ産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 寺島 正道  
(コード番号：2914 東証 プライム)  
問合せ先 IR 広報部 (TEL 03-6636-2914 (代表))

当社グループのカナダ子会社に対する訴訟の進捗に関するお知らせ

カナダ・ケベック州における当社現地子会社である JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-MC) を被告に含む、Rothmans, Benson & Hedges Inc. 及び Imperial Tobacco Canada Limited の計 3 社 (以下、被告たばこ会社) に対する喫煙と健康に係る訴訟の調停手続きについて、被告たばこ会社間での協議の結果、3 社ともに再生計画案の内容に同意する旨の基本合意がなされ、JTI-MC は現地時間 2 月 27 日、オンタリオ州上位裁判所へ係る書面の提出を行いましたのでお知らせいたします。

本件に関する経緯としては、以下のとおりです。

2019 年 3 月 1 日、カナダ・ケベック州において、被告たばこ会社に対する喫煙と健康に係る集団訴訟 2 件の控訴審判決があり、ケベック州控訴裁判所は被告たばこ会社の請求を棄却する旨の判決を下しました<sup>※1</sup>。この判決を受け、被告たばこ会社は「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)<sup>※2</sup>」の適用申請をオンタリオ州上位裁判所に行い、同法の適用下で事業を継続しております<sup>※3</sup>。その後、被告たばこ会社は、係属中訴訟の終局的な解決を企図して、ケベック州の集団訴訟原告を含む各債権者との調停手続きを進めておりました。

2025 年 1 月、調停人が提案した 3 社合計 325 億カナダドル (約 3 兆 5,600 億円<sup>※4</sup>) の和解金の支払いを含む再生計画案について、裁判所ヒアリングが実施され、その後、再生計画案の中で重要な未解決事項であった被告たばこ会社間での和解金の支払い方法<sup>※5</sup>等について、JTI-MC は他の被告たばこ会社と合意に至りました。これを受け、当社といたしましては、修正後発事象として、当該和解金の支払いにかかる訴訟損失引当金を 2024 年度の営業費用として計上することを予定しており、その金額は 4,000 億円弱を見込んでおります。最終的な引当金額が決定いたしましたら速やかにお知らせいたします。

本件再生計画案については、今後、裁判所の承認等の必要な手続きを経て最終的に確定することとなります。なお、当該引当金の計上が確定した場合においても、本年 2 月 13 日に公表いたしました 2024 年度一株当たり配当金 194 円 (予定) は変更いたしません。

※ 1 : 「カナダ・ケベック州集団訴訟の控訴審判決について」(2019 年 3 月 2 日)

[https://www.jti.co.jp/investors/library/press\\_releases/pdf/2019/20190302\\_J1.pdf](https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/pdf/2019/20190302_J1.pdf)

※ 2 : Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA : 企業債権者調整法) は、カナダで設立された、または事業を行っている企業が、著しく事業運営に困難をきたすような財政状態に至った場合に、カナダ国内において申請し得るものです。同法は、対象企業が事業を継続しつつ、ビジネスを再構築していくことを目的としたものです。

※ 3 : 「当社グループのカナダ子会社による「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)」の適用申請及び承認について」(2019 年 3 月 9 日)

[https://www.jti.co.jp/investors/library/press\\_releases/pdf/2019/20190309\\_J01.pdf](https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/pdf/2019/20190309_J01.pdf)

※ 4 : 本リリースにおけるカナダドルの円換算レートは以下のとおりです。

1 カナダドル=109.54 円 (2024 年 12 月期末 TTM レート)

※ 5 : JTI-MC の和解金支払いは、頭金として、再生計画案で定義される時点における同社の現金及び現金等価物の額を支払った後、分割金として毎年 JTI-MC の純利益の 70%~85% (1~5 年目 : 85%、6~10 年目 : 80%、11~15 年目 : 75%、16

年目以降：70%)を支払います。その総額が被告たばこ会社3社合計で325億カナダドルに満るまで、分割金の支払いが継続されます。

※6：カナダにおける訴訟の詳細については、「第39期 有価証券報告書 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 38. 偶発事象（P194-P196）」をご参照ください。

[https://www.jti.co.jp/investors/library/securities\\_report/pdf/20240322\\_01.pdf](https://www.jti.co.jp/investors/library/securities_report/pdf/20240322_01.pdf)

以上